中国におけるオンラインゲーム著作権侵害訴訟 ~ゲーム実況が著作権侵害に該当するか否か~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第61回)

広州網易コンピュータシステム有限公司 原告 v 広州華多インターネット科技有限公司 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

近年オンライン上で多数のユーザが参加してゲームをプレーするオンラインゲームが普及している。原告は西遊記をベースとした"夢幻西游"と称するオンラインゲームを多数のユーザに提供している。

本事件では被告が、多数のユーザが同時に参加しているオンラインゲームのプレーの様子をライブ配信するWebページを開設していたところ、著作権侵害が成立するか否かが問題となった。

広州知識産権法院は、多数のユーザが同時にオンラインゲームをプレーしている連続画面についても著作権を認め、被告に対しライブサービスの停止と、2000万元(約3億4千万円)の損害賠償金の支払いを命じた。

2. 背景

広州網易コンピュータシステム有限公司(原告)は、"夢幻西游"と称するオンラインゲームを提供している。このオンラインゲームは西遊記をベースとするものであり、多数のプレーヤーがオンラインで同時に参加するゲームである。原告の当該オンラインゲームのサービスは既に10年を超えている。